

食安輸発0302第1号  
平成27年3月2日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(タイ産生鮮マンゴスチンの検査命令免除対象輸出業者の削除)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成27年2月24日付け食安輸発0224第1号）により通知したところです。

今般、タイ政府から、下記の生鮮マンゴスチンの検査命令免除対象輸出業者について登録削除の連絡があったことから、同通知の別表29を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

TANIYAMA SIAM CO., LTD.